

計り、獅子御土藏の金銀をば取出し、貯用の寶藏も空虛とは成しけり。猶又國民に運上課役をかけ、御爲めと稱して國中の金銀をしひたげ取上げり。又儉約を専らとなし、諸士の給米、江戸詰の扶持高を減せん爲に、相場聞と云ふものを立て、時の相場を聞かせ、或は道橋の修覆等に至るまで、藩祖利家卿以來定め置かれし條目を違背して、國中の難儀を顧みず。故もなきに歩士・足輕等を流浪せしめ、己が親族一類をば日々に立身させ、根を堅くする事を計り、或は新規に少扶持の歩士の者を抱え、己が支配となし、己が手より濟ませ置きて次第に立身させ、恩を施し置きて一方の味方となさん事を謀り、惣じて己が一族共數十人皆三百石以上とはなしけり。さて犀川の下に下屋敷を申請けて、家屋を建てたり。その家作の結構、誠に目を時えざるはなし。抜道の穴に行をあやしき、官語に絶する許りの營作をなし、其の内に築山を高く築き、城下を眼下に見下す亭を建て、泉水築山の物敷奇は更なり。珍木珍花をば、京・大坂に名を得たる樹木共を金銀にいとす買ひ求めたり。泉水は犀川をせきて河水を取込み、恰も流湖の流れに等し。

魚籠淵に踊り、鴻雁汀にすだく。庭には眞鍮の網を高さ貳丈五尺、横貳拾間に張つて、種々の名鳥を籠めて耳目を驚かしめ、數多の美女を召抱えて此の下邸に据え置きたり。其の費數萬兩といふ事をしらす。主君百萬石の太守たりといへども、斯る奢はあらざりき。是偏に太守吉徳卿を申勸め、此の亭に請待して、酒色を以て御心を蕩かし奉らんと謀計ならん。如案吉徳卿許容ましめて、彼の儲けの亭へ御駕を任せらるべき旨を仰出されたり。爰に執政の大老前田土佐守直躬といへる柱石の老臣、進み出で諫言して曰く、君公内藏允が亭へ御駕を任せられんとは御事、實に御思召立の事ならば、かく申す土佐を初め執政・老臣等が宅へ先づ御入あつて、厥の後に内藏允が亭へ御駕を任せらるべし。左なきに於ては、御先祖大納言利家卿御草創以來、戰功を顯し忠勤を勵みたる譜代の諸士、何れの面白かあらん哉と諫言を申盡しけり。吉徳卿も此の諫言をば尤と思召されけん。何の返答もなかりけるが、遂に内藏允が下邸へ入せらる事は止みにけると云々。右下邸の建物等は、延享四年十二月内藏允の家祿を沒收せられし時、仙石町の居屋敷

と共に取揚げられ、不日取毀ち、明屋敷と成りたりとぞ。按ずるに、混見摘寫に、寶曆年中三四月の頃、犀川の川下大槻内藏允下屋敷揚地の跡に、川を前にせし料理屋に誘はれ振舞に行きけるに、夕日西に傾き、黄昏前何れも歸るべしとて、屋前の川除道へ出でしに、古河の淺き水のよどみへ、向う傳馬町のうしろ、川除往來の男女の影水にうつりたり。その間百間もあるべきや、眼のあたりに見たり。佐々勘兵衛と廊下橋の事を互に申出せり。此の日川風もなく、ささなみもたゞざりしゆゑか、人家の植木などもみなく倒になり水にうつりしなり。廊下橋の事は、濃州山根の城は、成田介三郎といふ者持ちたりしが、上杉謙信自身物見をなし、本丸より二の丸の移り橋を通ひける女の衣服、水に移りて見わけけるにより、急に城を乗取られたりと、越後衆の物語りなり。惣じて通橋をば廊下橋にするは、このゆゑなりといへり。按ずるに、大槻内藏允の下屋敷の地景、右混見摘寫に載せたる揚地の跡に建築せる料店の風致にて勘考すべし。此の地、前顯の寶曆元年二月金澤町奉行の上申書に、前田多宮下屋敷、最前大槻内藏允下屋敷有之節云々とあれ

ば、前田多宮下屋敷の隣地なる事知られけり。前田多宮は、平太夫長成の曾孫也。家譜に、平太夫長成延寶七年八月歿有二子。長男監物長則繼家、賜七千石。同年十二月歿。無子。弟長治爲養嗣子。賜遺知七千石。稱頼母。實名改長眞。無子。以前田美作守孝行次男多宮長澄爲養嗣子。とあり。
 ○松平玄蕃下邸跡
 延寶金澤圖に次に掲げたる如く見ゆ。按ずるに、松平玄蕃が父松平伯耆康定以來の下邸ならんか。妙慶寺由来書に、松平伯耆善提所に致し度とて、越中牧野村極樂寺住職城譽上人金澤へ隨從し來り、松平氏下屋敷に居住し、極樂寺と稱候處、元和元年今之地拜領、妙慶寺と改稱す。とあり。右下屋敷といふは、千日町の下邸なるべし。伯耆は家祿八千石なりしかど、玄蕃は四千石にて内千石與力知なりしゆゑに、下邸も伯耆の時とは步數減少せしなるべし。此の下邸は廢藩の際までの下邸地にて、今も松平の家中と呼べり。
 ○千日町
 此の町名は、改作所舊記寛文十二年八月普請會所の書出に千日町と記載すれば、寛文以前より稱せし事知られけり。